

令和4年12月16日

県立高等学校における再編整備基準の適用方針

岡山県教育委員会

1 再編整備基準

平成31(2019)年2月に策定した岡山県立高等学校教育体制整備実施計画（以下「実施計画」という。）における県立高等学校の再編整備基準については、次のとおりとしている。

（実施計画からの抜粋）

再編整備基準

- ・一定規模のメリットを生かした活力ある教育を展開するため、次の基準に従って再編整備に計画的・段階的に取り組む。

（基準）

- ① 第1学年の生徒数が100人を下回る状況が、令和5(2023)年度以降2年続いた場合には、再編整備の対象とする。
 - ② 第1学年の生徒数が80人を下回る状況が、令和5(2023)年度以降2年続いた場合には、翌年度の生徒募集を停止する。
- ※ 生徒数については、各年度の5月1日時点での在籍生徒数とする。

- ・この基準の適用に当たっては、通学の利便性や地元自治体からの進学状況など、地域の状況に配慮する。

2 地域の状況への配慮に関する基本的な考え方

- ・周辺部の県立高等学校の更なる再編整備は、地元中学生に対し、通学や進路選択の面で影響を与えるとともに、地元自治体の移住政策等へ影響を及ぼしかねないことから、地方創生の観点からも、地域の状況には、より慎重な配慮が必要である。
- ・高校進学における最低限の教育機会を保障することが必要である。

3 基準の適用における配慮事項

県教育委員会は、再編整備基準を定めて、魅力化・活性化に取り組んできたが、今後の更なる再編整備が及ぼす影響の大きさを鑑み、県教育委員会の責任として、同一市町に県立高等学校が1校となっている場合は、現在の実施計画の期間中（令和10(2028)年度まで）は、当該校への再編整備基準の適用を保留することとする。